

亀山市告示第80号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務及び収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月2日

亀山市長 櫻井義之

1 委託の内容

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）別表第1に定める犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務及び収納事務

2 委託を受けた者

- (1) 亀山市田村町131番地1
かめやま動物病院 院長 大嶋正己
- (2) 亀山市野村四丁目1番2号
菜の花動物病院 院長 今西貴久
- (3) 亀山市北町5番地1
はら動物病院 院長 原一弥
- (4) 鈴鹿市大池三丁目2番38号
ベルペットクリニック 院長 大塚達也
- (5) 鈴鹿市下大久保町2669番地3
自由ヶ丘どうぶつ病院 院長 田中千晴
- (6) 鈴鹿市磯山四丁目5番9号
石田動物病院 院長 堤隆一
- (7) 鈴鹿市算所五丁目12番11号
森動物病院 院長 水谷到
- (8) 鈴鹿市西条四丁目21番
小林動物病院 院長 大前省吾
- (9) 鈴鹿市野町西二丁目2番6号
かいげ動物病院 院長 界外昇

(1 0) 鈴鹿市道伯四丁目 9 番 1 9 号

ユ－カリ動物病院 院長 伊藤雄洋

(1 1) 鈴鹿市神戸六丁目 2 番 1 号

高波獣医科医院 院長 高波宏

(1 2) 津市豊が丘三丁目 2 5 番 7 号

とよさと動物病院 院長 橋爪俊裕

(1 3) 津市芸濃町棕本 2 6 6 2 番地 1

棕本動物病院 院長 柴田勝弘

3 委託年月日

平成 3 0 年 4 月 1 日

4 委託期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで